

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第二章 労働時間と労働日数

わが国における労働者の労働時間、休憩および休日については、従来、一般的な規定がなく、工場法、鉱業法、商店法等によつて個々別々に定められていた。しかも、その規定は原則として女子および年少者のみを対象としたものであつた。

終戦後、労働基準法が施行されるに及んで、一日八時間、一週四八時間制、週休制の原則がつくられ、労働時間はかなり短縮された。

労働基準法は、その第四章第三二条から第四二条にわたつて、労働時間、休憩、休日および年次有給休暇についての一般的基準を規定している。その規定は基準法一号から一七号まで(六号農林業、七号畜産・水産事業所を除く)のほとんど全産業の労働者に適用される。また、第六章では特に女子および年少者の労働時間と休日について規定している。しかし、その第三六条によれば、労働者と使用者との書面による協定を条件として時間外または休日労働をさせることもできる。

すなわち、基準法施行後の労働時間をみると、全産業の労働者一人一日当りの実労働時間は一九三五年(昭和一〇年)において九・六時間であつたものが、四七年では七・九時間、四八年および四九年では七・八時間となり、一方、所定休日は三五年に工業で二・四日、鉱業で三・二日であつたのが、基準法施行後では週休ないし四週四日以上の日が与えられるようになった。

ところが、朝鮮戦争勃発後、いわゆる特需その他に伴う生産の増加が、主として労働時間の延長、労働能率の向上、臨時雇用の充足等によつておこなわれたために、五〇年を転機として同年七・九時間、五一年八・二時間、五二年八・一時間と増加する傾向を示した。この傾向は小規模事業場ほど甚しく、また、所定内・外別労働時間でみると、前者に比べて後者の増加が著しい。

次に「昭和二五年、労働基準監督年報」(労働省労働基準局編、一九五二年一二月刊)によつて、朝鮮戦争直後における所定内労働時間、休憩および休日と時間外および休日労働についてみよう。これは一九五〇年における「労働基準法適用事業報告」提出事業場総数六七万九、八三〇件についてまとめられたものである。

所定労働時間

第111表によれば、所定労働時間一週四八時間以下四四時間以上というのが四二万一五八八件で、総数の六二%を占め、次いで四二時間以下三九時間以上の九万二九六一件(一四%)、四四時間以下四二時間以上五万四六〇七件(八%)で、八時間制が最も多く、一日七時間、一日八時間・土曜半どん制の順になつている。

業種別にみると、第二号鉱業においては一週四八時間一日八時間以上はわずかに土石採取業

の四件のみである。他は四八時間以下で、ことに坑内労働については、その特殊な労働条件のために、労働者が坑口に入った時刻から坑口を出る時刻までの時間に休憩時間を含めて労働時間とされているので、現場での実働は五時間前後となつている。第四号交通業では、その全事業場の五％すなわち一一八六件が一週六〇時間以下で、全産業における一週六〇時間労働一七五一件の六八％という多数を占めている。それは交通業には特殊日勤または一昼夜交替勤務者について一日一〇時間、一週六〇時間以内の就労が認められているためである。第六号農林業、第七号の畜産・水産業では時間の制限は全然はずされているため、共に「その他」の件数が多い。また、第八号の商業、第一〇号の映画・演劇、第一三号の保健衛生、第一四号の接客・娯楽事業においては一日九時間一週五四時間まで就労を認められているわりに低率で、商業の二万二九三六件(四五％)、接客・娯楽一万九三二四件(三八％)が比較的多い。

## 休憩

一日について六〇分というのが圧倒的に多く、六三・二％の四二万九七二三件、次いで、六〇分以上九〇分以下九万九三七四件(一四・六)が多い。基準法第三四条によれば六時間以上八時間までの所定労働時間では四五分の休憩を与えればよいことになつているが、四五分というのは総事業場数のわずか六・九％である。

## 休日

(一)週休制 総事業場数のうち週休制をとつているのは九一％で六二万一一五一件である。週休制全部に一斉に休日を与える方式と、事業の性質その他の理由から労働者各個に一週一日の休日を与える方式とがあつて、前者は五〇万七四六九件、後者は一一万三六八二件で、それぞれの割合は八二％、一八％である。綿紡績工業において、朝鮮戦争勃発後の特需等に対応する処置としてとり上げられたスウイングシフト制は後者に属するものと認められた。それは一週七日操業を実施するため、人員の約七分の一を増加し、労働者を七組に分けて毎日一組宛に休日を与えて連続操業を実施するための制度である

(二)週休以外の休日 週休以外の休日は労働協約、就業規則等によつて定められることになつていて、必ずしも法定されていない。国民の祝日、年末年始、メーデー、お盆などであるが比較的少く、最も多いのは年末年始の四六・八％、盆休が二四％、国民祝日は三二・八％、メーデーは四・七％にすぎない。メーデーについては鉱業、交通が九％以上で最も多く、工業は七％である。盆休は工鉱業を始め、農林、畜産水産にも四五％、旧来の慣行が根強いことを示している。

## 時間外および休日労働

第112表は一九五〇年における業種別、期間別時間外および休日労働協定届を出した事業場数調であるが、時間外労働で二八万九四七三件、休日労働で一九万一二〇五件となつて、四九年と比較すれば前者は一万四四六二件、後者は一万二〇〇六件それぞれ増加している。なお、ここにあらわれた数字は届出数であるので、実際に行われた時間外および休日労働の件数とはかなり距たりがあるものと思われる。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

